

補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表

令和2年分

全国集計

1 規程第4条第1号又は同条2号に係る立件・裁定結果

	本案被疑事件の 不起訴裁定主文	立件件数	裁定件数			
			②規程第4条の3 第1号該当	③規程第4条の3 第2号該当	④規程第4条の3 第3号該当	⑤規程第4条の3 第4号該当
東京	罪とならず	6	0	0	5	1
	嫌疑なし	1	0	0	0	1
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	159	159	0	0	0
大阪	罪とならず	1	0	1	0	0
	嫌疑なし	1	0	0	0	1
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	27	27	0	0	0
名古屋	罪とならず	0	0	0	0	0
	嫌疑なし	1	0	1	0	0
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	38	30	8	0	0
広島	罪とならず	0	0	0	0	0
	嫌疑なし	1	0	0	1	0
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	12	12	0	0	0
福岡	罪とならず	1	0	0	0	1
	嫌疑なし	0	0	0	0	0
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	25	25	0	0	0
	親告罪の告訴の欠如	1	1	0	0	0
仙台	罪とならず	0	0	0	0	0
	嫌疑なし	0	0	0	0	0
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	8	8	0	0	0
札幌	罪とならず	0	0	0	0	0
	嫌疑なし	0	0	0	0	0
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	14	14	0	0	0
	嫌疑不十分	2	2	0	0	0
高松	罪とならず	0	0	0	0	0
	嫌疑なし	0	0	0	0	0
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	17	17	0	0	0
合計	罪とならず	8	0	1	5	2
	嫌疑なし	4	0	1	1	2
	刑事未成年	0	0	0	0	0
	心神喪失	300	292	8	0	0
	嫌疑不十分	2	2	0	0	0
	親告罪の告訴の欠如	1	1	0	0	0
総合計		315	295	10	6	4

※被疑者補償規程

第4条の3 次の場合には、補償の一部又は全部をしないことができる。

- (1) 本人の行為が刑法第39条又は第41条に規定する事由によつて罪とならない場合
- (2) 本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他有罪の証拠を作ることにより、抑留又は拘禁されるに至つたと認められる場合
- (3) 抑留又は拘禁の期間中に捜査(少年法の規定による審判を含む。)が行われた他の事実につき犯罪が成立する場合
- (4) 本人があらかじめ補償を受けることを辞退する旨の意向を示している場合その他特別の事情が認められる場合

補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表

令和2年分

全国集計

2 規程第4条第3号に係る立件・裁定結果

	本案被疑事件の 不起訴裁定主文	立件件数	裁定件数				
			①規程第2条 に該当せず	②規程第4条の3 第1号該当	③規程第4条の3 第2号該当	④規程第4条の3 第3号該当	⑤規程第4条の3 第4号該当
東京	嫌疑不十分	10	9				1
	起訴猶予	5	5				
	心神喪失	1		1			
大阪	嫌疑不十分	3	3				
	起訴猶予	1				1	
名古屋	嫌疑不十分	1	1				
	起訴猶予	1	1				
広島	嫌疑不十分	1	1				
	起訴猶予						
福岡	嫌疑不十分						
	起訴猶予	1	1				
仙台	嫌疑不十分	3	3				
	起訴猶予						
札幌	嫌疑不十分	1	1				
	起訴猶予						
	心神喪失	1		1			
高松	嫌疑不十分	1	1				
	起訴猶予						
	親告罪の告訴の欠如	1	1				
合計	嫌疑不十分	20	19	0	0	0	1
	起訴猶予	8	7	0	0	1	0
	心神喪失	2	0	2	0	0	0
	親告罪の告訴の欠如	1	1	0	0	0	0
総合計		31	27	2	0	1	1

※被疑者補償規程

第2条 検察官は、被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき、公訴を提起しない処分があつた場合において、その者が罪を犯さなかつたと認めるに足りる十分な事由があるときは、抑留又は拘禁による補償をするものとする。

第4条の3 次の場合には、補償の一部又は全部をしないことができる。

- (1) 本人の行為が刑法第39条又は第41条に規定する事由によつて罪とならない場合
- (2) 本人が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他有罪の証拠を作ることにより、抑留又は拘禁されるに至つたと認められる場合
- (3) 抑留又は拘禁の期間中に捜査(少年法の規定による審判を含む。)が行われた他の事実につき犯罪が成立する場合
- (4) 本人があらかじめ補償を受けることを辞退する旨の意向を示している場合その他特別の事情が認められる場合